

昭和四十年政令第四十三号

昭和四十年政令第四十三号

河川法第四条第一項の水系は、次の各号に掲げるものとする。

The map illustrates the Tama River basin, which spans across several prefectures. The main river, the Tama River, flows through Tokyo and Saitama Prefecture. Major tributaries include the Arakawa River, Tama River, Nezu River, Oyokogawa River, and the Kameido River. Numerous smaller streams and rivers flow into these major tributaries, originating from Yamanashi, Nagano, and Gunma Prefectures. The map also shows the location of the Tama River's mouth at the Pacific Ocean.

八十八	仁淀川水系
八十九	渡川水系
九十一	遠賀川水系
九十二	山国川水系
九十三	筑後川水系
九十四	松浦川水系
九十五	六角川水系
九十六	嘉瀬川水系
九十七	本明川水系
九十八	菊池川水系
九十九	白川水系
百一	綠川水系
百二	球磨川水系
百三	大分川水系
百四	大野川水系
百五	番匠川水系
百六	五ヶ瀬川水系
百七	小丸川水系
百八	大淀川水系
百九	川内川水系
百九	肝属川水系

この政令は、河川法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附 則
（昭和四一年三月二八日政令第五〇号）

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年五月二十五日政令第十七号）

この政令は昭和四十二年六月一日から施行する。

（昭和三十三年四月二十日政令第百六号）

行する。
附則（昭和四四年三月一〇日政令第二

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行
一號)

する。
附則（昭和四五年三月二〇日政令第一

九号 この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則（昭和四五年四月二〇日政令第八〇号）

この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 貝（昭和四六年三月二〇日政令第二
九号）

附 則（昭和四七年四月二六日政令第八〇九号）

この政令は、昭和四十七年五月四日から施行
五号)

する
附 則（昭和四七年九月二六日政令第三
三九号）

附 則（昭和五年四月八日政令第一二号）